

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

1 日時

平成二十年四月二十六日（土）午前十時から

2 場所

奈良市役所正庁（中央棟六階）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

(一) 都市計画区域の名称

大和都市計画区域

(二) 都市計画を変更しようとする土地の区域

奈良市押熊町の一部

2 用途地域に関する都市計画の変更案について

第一種低層住居専用地域	現行の用途地域			変更しようとする用途地域		
	容積率	建ぺい率	外壁の離後退距	用途地域	容積率	建ぺい率
五 分の十						
三 分の十						
m 一・五						
域 住居専用地	第一種低層					
六 分の十						
四 分の十						
m 一・五						

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市計画担当課において、平成二十年四月四日（金）から同月二十五

日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事あてとし、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇）に平成二十年四月十八日（金）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者とします。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二一一二一一〇一）又は奈良市都市計画担当課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二一一二一一〇一）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公　　述　　申　　出　　書

平成　年　月　日

奈良県知事　荒　井　正　吾　様

住　　所

氏　　名

職　　業

年　　齢

電話番号

平成20年4月4日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する土地の区域

(区域：奈良市押熊町の一部)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。